

平成27年度第4回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成27年12月1日 14:00～16:30

場 所：職員会館かもがわ 大多目的室

出席委員：青野正二委員，板倉豊委員，笠原三紀夫委員，河瀬玲奈委員，倉田学児委員，
島田洋子委員，山田悦委員

- 議 題：① 京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案について（諮問）
② 醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案について（諮問）
③ 京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案についての審査
④ 醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案についての審査

- 議 事 1 開会
2 議事 以下のとおり
3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，7名の出席をいただいている。京都市の環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，総数15名の3分の1を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 それでは，議題1，「京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案」について諮問を行う。

< 諮 問 >

事 務 局 京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案について，環境配慮の観点からの意見を求める。

笠 原 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 続いて，議題2，「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案」について諮問を行う。

< 諮 問 >

事 務 局 醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案について，環境配慮の観点からの意見を求める。

笠 原 会 長 諮問をお受けした。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，議題3「京都市立芸術大学移転整備に係る配慮書案についての審査」に移る。京都市行財政局総務部総務課（以下「事業者A」という。）には，配慮書案についての説明をお願いする。

事 業 者 A < 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠 原 会 長 ただ今の説明に対して御質問等があれば御発言願う。

- 倉田委員 移転については、既存の大学敷地も活用し、2箇所に分れるのか、あるいは、完全に計画地へ移転するのか。
また、配慮書案に示される図からは読み取れないが、グラウンドの整備については検討されているのか。
- 事業者 A 完全に移転する。
p 33の図に示す施設の配置は、現時点で想定される最大規模のもので、規模についての複数案を示すためのものである。具体的な配置等（グラウンドの配置を含む）については、本手続の評価結果を基に今後、検討してまいる。
- 板倉委員 先行施設は、教育棟か。
また、既存施設（特に調理場）の解体における、アスベストの調査はされているのか。解体に当たっては十分に確認する必要がある。
- 事業者 A 先行施設については、昨年度策定した基本構想において、「教育研究成果の発信施設」を設置すると謳っているが、具体的な施設の中身については、本年度策定予定の基本計画において決定する予定であり、現時点では未定である。
また、解体工事については、アスベストが検出された場合は、十分に粉じん対策を行ったうえで進める予定である。
- 板倉委員 計画地の地域特性についての説明において、「貴重な動物・植物の生息・生育はないものと考えられる」とおっしゃったが、崇仁小学校があったころは、地域の方がビオトープの掃除をされ、ホテルが飛んでいた時代もあった。貴重な生物がいないという認識を持たずに、従前の、小学校にあった自然を維持・継承するよう、芸大に伝達されたい。
- 事業者 A 承知した。
- 島田委員 JRに乗車している際に、計画地の前を通ることがよくあるが、春には鴨川沿いに桜が咲き、非常にきれいな眺望を形成している。現在グラウンドのある場所に建物が建ち、その眺望が変化することを懸念している。配慮書案の配慮事項には、景観に十分配慮する旨が記載されているが、様々な角度から見て、現状の景色があまり変化しないよう配慮いただきたい。
また、工事車両のエコドライブ・アイドリングストップに努め、周辺を散策する観光客などへの大気環境・騒音に十分配慮されたい。
- 事業者 A 十分配慮させていただく。
- 河瀬委員 2案の規模の違いによる工期の差はどれほどか。
また、p 34の「水環境」の選定理由に、「公共下水道に放流するため、公共用水域の水質を汚濁する恐れはない」とあるが、大学の活動内容（実験等）によっては、供用に伴う影響が想定されるのではないかと。
- 事業者 A 2案間で規模が約1万㎡違うため、工期の差は、3～4箇月程度が想定される。
芸術系大学の移転においては、有機溶剤や染色用の排水、造形の釉薬など、様々な有害物質の発生が想定されるため、業者による引取りを主に考えている。それでも処理しきれない洗浄水等については、敷地内に排水処理施設を設け、公共下水道に放流可能な数値まで希釈したうえで、排水することを予定している。
- 河瀬委員 「人と自然との触れ合いの活動の場」については、2案の比較の結果、「同等であると考えられる」と評価されているが、A案では、「テラスやバルコニー、屋上等を積極的に活用し」とあり、施設の中と自然との触れ合いについて記載されている一方、B案では、「空き地を確保して緑化スペースとし」とあり、地域とのつながりという意味での人と自然との触れ合いの活動の場について記載されている。2案間で評価の対象が異なるのではないかと。

事業者 A 「人と自然との触れ合いの活動の場」については、A・B地区は、鴨川などの自然と触れ合える場を有しているという点において、両案間に差はないと考える。C地区の規模による差については、B案は敷地に空地ができる分、緑地が多くなるため、触れ合い効果が高いと言えるが、一方、A案は施設規模が大きい分、中身の融通が利くので、プラスアルファで人と自然との触れ合いの活動の場を創出することができるので、その点も考慮した結果、どちらも同等の触れ合い効果を期待できると考えた。

山田委員 p 34の表で、「供用時の騒音」については選定されていないが、音楽系の学部を展開する大学であれば、練習時の音などによる影響が想定されるのではないかと。また、芸術系の授業で発生する洗浄水による影響についても懸念される。

事業者 A 音楽については、当然、騒音源になり得るため、施設の防音対策が要求される。基本的には、外への騒音影響を発生させない建築仕様とするが、それに加え、練習時間の制限など、運用面に関する検討も、今後、必要であると考えます。
下水については、今後、使用量や使用物質を十分検証したうえで、必要な排水処理施設を設けることを考えている。

笠原会長 p 34の「文化財」について、「試掘を行う必要がある」と記載されているが、項目としては選定されていない。何も対応されないのか。

事業者 A 文化財の包蔵地区に指定されているため、試掘は確実にを行う。

笠原会長 計画段階であり、建物の階数などの具体的な数値は決まっておっしゃっていたにもかかわらず、p 33の図には建物の配置や階数が記載されているが、これは既に決まっているものなのか、仮のものなのか。

事業者 A ある程度は考えているが、決定しているわけではない。C地区は31mまで規制緩和されているので、できる限り高さをいかし、面積を稼ぐ方針である。また、それぞれの階数は、1フロアあたりに必要な階高を踏まえ、高さ制限の中で仮に設定したものである。

笠原会長 現状のキャンパスの延べ面積は3.9万㎡であるが、A案では8.5万㎡、B案では7.5万㎡と、現状のおよそ倍の延べ面積が設定されている。複数案に8.5万㎡と7.5万㎡を設定しているが、必要面積というのは、必要な設備の広さが決まってくると、必然的に決まるものではないかと。
加えて、p 42の環境配慮方針及び内容において、悪臭についての配慮事項の記載があるが、本来、どのような悪臭が想定され、それに対して、どのような対策を取るのかを検討するのが、配慮である。いかに良い計画とするための配慮がなされているのかが分かる配慮書案を作成いただきたいと感じた。
また、敷地内に緑化できる面積が少ないのであれば、その分、島田委員がおっしゃったように、様々な視点からの景観に配慮いただきたい。

笠原会長 他に御意見はないか。意見がないようなので、事業者の皆様には退室いただく。

< 事業者A退席 >

笠原会長 それでは、議題4「醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案についての審査」に移る。
京都市教育委員会事務局教育環境整備室（以下「事業者B」という。）には、配慮書案についての説明をお願いします。

事業者 B < 事業概要及び配慮書案について説明 >

笠原会長 ただ今の説明に対して御質問等があれば御発言願う。

- 青野委員 本計画が地元住民との綿密な合意のもと進められていることが良くうかがえた。評価項目に、「グラウンドからの騒音・砂埃」が選定されているが、「グラウンド騒音」とは、授業中に拡声機などから発せられる声を想定しているのか。
- 事業者B 運動会の練習や子供が休み時間に遊んでいるときの声を想定している。
- 青野委員 子供の声を騒音として規制してしまうのは、非常に嘆かわしいことである。配慮書案に記載するほどのことであるのか甚だ疑問である。
- 山田委員 本来、にぎやかな子供の声というのは、良いものとされるが、私の所属する、京都府の公害等調整委員会では、住民からの子供の声についての苦情を多く、この項目はそれに対する教育委員会事務局の配慮なのだと思う。
p 39で、1案の評価を「○」としているが、住宅が多くある南側には、グラウンドからの騒音や砂埃を遮る建物がないため、南側の住民に対する影響が懸念される。
1案を選定するのであれば、グラウンドからの騒音と砂埃に十分配慮されたい。
- 事業者B 砂埃については、砂埃が飛散しないような防球ネットの設置を検討したい。
音については、おっしゃる通りであるので、配慮書に反映したい。
- 島田委員 2つの小学校が統合されることにより、児童数は、現状からどのように変化するのか。
- 事業者B 現状、醒泉小学校に約220名、淳風小学校に約110名在籍しているので、開校時には、330名程度になる。生徒数は減少傾向にあるため、何十年か先には減少するだろうが、当面は現状維持が想定される。
- 島田委員 3案の設定において、住民との協議はどのように行われたのか。
また、提示された3案のうち、好評なものはあったのか。
- 事業者B 地域住民の代表者や、PTAの代表者とワークショップを行った。その中では、グラウンドの日当たりを配慮するため、北側配置がメインになるということを前提に、3案を提示しながら、検討を進めているところである。
現状、地域の方々からは、北側配置（1案）が良いという御意見をいただいている。
- 倉田委員 教室の南面配置が教育環境として良いと記載されているが、1案や2案は南北に幅のある建物となっている。北側にも教室を配置するのではないのか。
また、p 28～30に正門付近の圧迫感が現状と変わらないと記載されているが、写真では、敷地境界ぎりぎりまで建物があるように見える。図の記載をもう少し工夫してはどうか。
また、「グラウンドからの砂埃」について、芝生化は考えていないのか。コストに見合わないから最初から除外されているのか。
- 事業者B 1案・2案において北側に配置する教室は特別教室であり、普通教室は基本的に南側に配置する。また、1案・2案は、中庭を設置する予定であるので、北側についても一定の光を取り入れることができる。
景観については、敷地境界からのセットバックを考えており、1階部分には庇を設ける予定である。それらの配慮を図の中に落とし込んで、分かりやすいようにする。
グラウンドについては、学校だけでなく、地域住民のソフトボールやテニスなど、広範囲の利用が想定されるため、用途的に使いづらく、維持管理の問題も発生する芝生よりも、グラウンドの方が良いのではないかと考えている。
- 山田委員 現状、敷地内の緑が多いようだが、1案・2案ではそれらが伐採されるのか。少しもったいなく思う。
また、南側には、植栽はないのか。

事業者 B 南側には植栽はない。
東側の油小路通沿いは桜の木があり、地域住民から残してほしいという要望があるため、東側に配置されている幼稚園舎を西へ移動させることを検討している。

笠原会長 非常に色々と配慮して計画を進めているように思う。配慮書案の複数案で3例提案されたのは、本配慮書案が初めてである。住民の意見も取り入れて、かつ、色々な観点から配慮されていると感じた。

笠原会長 他に御意見はないか。意見がないようなので、事業者の皆様には退室いただく。

< 事業者B退席 >

笠原会長 本日の意見を踏まえ、事務局から確認しておくことはあるか。

事務局 議題4（醒泉・淳風統合小学校施設整備事業に係る配慮書案についての審査）において、グラウンドからの騒音・砂埃対策についての御意見をいただいたが、いかがお考えか。

青野委員 その件に関しては、地域住民とも話し合っこのような配置にしているのだから、対策は必要ないという立場である。守られるべきは子供の教育・発育環境ではなからうか。

山田先生 騒音というのは、人によって捉え方がそれぞれであるので、子供の声を良いと思う人もいれば、四六時中気になってしまう人もいる。配慮が可能であれば、してもらうに越したことはないのでは。また、配慮がなされているからこそ、子供たちが気にせず活動できるのではないか。

青野委員 他の幼稚園での事例だが、グラウンドに出る際に子供の声が響かないよう、マスクをさせているところがある。対策が過度になることを懸念している。

山田委員 現在も学校のある場所での計画であるので、そこまでの問題は起きないのではないか。

笠原会長 教育委員会側として、そこまで考慮して学校建設を行うという姿勢を示していると捉えるということでしょうか。

(一同了承)

笠原会長 本日の審議はこれにて終了とする。マイクを事務局にお返しする。

16:30 終了